

申請から助成までの流れ

① 申請書の取得

- 必ずはじめに、保健福祉課高齢者係にてご相談ください。
- ※申請前に購入した補聴器や要件を満たしていない場合は対象となりません。
- ・助成の内容や対象者の要件、申請の手順をご説明します。
 - ・以下の書類を保健福祉課窓口にてお受け取りいただくか、町ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- 【必要書類】
- ・松川町軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業申請書（様式第1号）
 - ・松川町軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業に関する医師意見書（様式第2号）
 - ・松川町軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業請求書（様式第4号）

② 耳鼻咽喉科の受診

- 耳鼻咽喉科を受診し、補聴器が必要と診断された場合は、医師意見書（様式第2号）の記入を依頼してください。

※医師意見書は医師から提供される「補聴器適合に関する診療情報提供書」の写しに代えることができます。

※診察料（受診・検査費用）、文書料、送料等は自己負担です。

③ 見積書作成依頼

- 指定の補聴器販売店への相談や試聴を行ったうえで、医師の意見書に基づいた補聴器の「見積書」作成を依頼してください。

- ・見積書の宛名は、申請者名としてください。
 - ・「見積書」は、指定の補聴器販売店または、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で作成されたものに限りします。
- ※対象の店舗等は「参考」をご参照ください。

④ 申請書類提出

- 次の書類を役場保健福祉課高齢者係に提出してください。
- ・松川町軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業申請書（様式第1号）
 - ・医師意見書（様式第2号）または医師からの補聴器適合に関する診療情報提供書の写し
 - ・見積書
 - ・購入しようとする補聴器のカatalogの写し

⑤ 交付決定受取

- 上記④で提出していただいた書類を審査し、交付決定通知書（様式3号）にて結果をお知らせします。交付決定通知書に「不交付」と記載されていた場合は対象となりません。

⑥ 補聴器の購入

- 見積りした補聴器を購入し、販売店から「領収書」を受け取ってください
- ・「領収書」の宛名は、申請者（対象者）名としてください。
 - ・「領収書」に購入金額、購入した補聴器の名称、領収日、販売店名、販売店の押印の記載があることを確認してください。

⑦ 請求書類提出

- 以下の書類を保健福祉課高齢者係まで提出してください。
- ・松川町軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業請求書（様式第4号）
 - ・上記⑥の内容が記載された領収書

⑧ 指定口座への振込

- 購入実績を審査の上、助成が決定した場合は指定の口座にお振込みをいたします。
- ・補助金の振込は後日、会計室より振込通知書にてご案内します。

参考：指定の補聴器販売店とは

◇公益財団法人テクノエイド協会が認定する店舗や施設

〔一例〕耳鼻咽喉科医療機関の補聴器外来、リオネットセンター飯田、ハナワ補聴器センター本店等

◇認定補聴器技能者が在籍する店舗

〔一例〕眼鏡市場アップルロード店、リオネットセンター飯田等

※（公財）テクノエイド協会が認定する店舗または認定補聴器技能者が在籍する店舗であれば、所在地は問いません。

※（公財）テクノエイド協会が認定する店舗または認定補聴器技能者が在籍する店舗一覧は、テクノエイドのホームページをご覧ください。

（公財）テクノエイド協会ホームページ
<https://www3.techno-aids.or.jp/>

